

11 計画策定の経過

年 月 日	事 項
平成26年 6月13日	・「介護保険施設等入所（入居）申込者状況調査」の実施
6月25日	・第1回 高齢者計画策定推進委員会開催 【正副会長の選任，日常生活圏域の見直し，ほか】
7月17日	・「日常生活圏域高齢者ニーズ調査」の実施
7月25日	・第2回 高齢者計画策定推進委員会開催 【高齢者・要介護(要支援)認定者の現状，介護保険事業の現状，ほか】
8月1日	・「介護保険サービス等の提供に係る事業者意向調査」の実施
9月25日	・第3回 高齢者計画策定推進委員会開催 【高齢者・要介護(要支援)認定者の推計，介護保険施設等入所（入居）申込者状況調査の結果，計画策定にあたっての課題と視点，ほか】
10月30日	・第4回 高齢者計画策定推進委員会開催 【介護保険サービス(在宅サービス)の見込量，認知症施策の推進，地域ケア会議の推進，在宅医療・介護連携の推進，ほか】
11月25日	・第5回 高齢者計画策定推進委員会開催 【日常生活圏域高齢者等ニーズ調査の結果，ほか】
平成27年 1月8日	・政策会議に計画（素案）の報告，協議
1月15日	・第6回 高齢者計画策定推進委員会開催 【施設・居住系サービス基盤の整備の考え方，計画（素案）に係る協議，ほか】
1月中旬	・市議会民生常任委員会に計画（案）の報告・協議
1月中旬	・計画（案）に対するパブリックコメント（市民意見募集）の実施 （計画（案）を本庁・支所で配布し，市ホームページに掲載 ～2月中旬）
2月下旬	・市議会民生常任委員会にパブリックコメントの実施結果の報告 ・パブリックコメントの実施結果の公表
3月下旬	・第7次高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画の決定

12 函館市高齢者計画策定推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 函館市における高齢者保健福祉計画（老人福祉法（昭和38年法律第123号）第20条の8に規定する市町村老人福祉計画をいう。）および介護保険事業計画（介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する市町村介護保険事業計画をいう。）を策定し、および推進するに当たり、市民の意見等を反映させることを目的として、函館市高齢者計画策定推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、市の高齢者保健福祉行政に関し識見を有する者のうちから市長が指定する。
- 3 委員のうち1人は、公募による者とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

第4条 委員会に会長1人および副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 会長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者等との懇談会を行うことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

13 函館市高齢者計画策定推進委員会委員名簿

[五十音順・敬称略]

氏 名	所属団体等
◎ 池 田 延 己	函館大妻高等学校 校長
岩 井 祐 司	一般社団法人函館歯科医師会 副会長
○ 奥 野 秀 雄	社会福祉法人函館市社会福祉協議会 会長
恩 村 宏 樹	公益社団法人函館市医師会 副会長
印 牧 順 子	公益社団法人北海道看護協会道南南支部 支部長
熊 川 雅 樹	一般社団法人函館薬剤師会 会長
齋 藤 憲 正	道南地区老人福祉施設協議会 会長
佐 藤 悠 子	函館認知症の人を支える会 会長
高 橋 和 夫	一般公募
所 輝 美	函館市居宅介護支援事業所連絡協議会 幹事長
永 澤 和 枝	函館市民生児童委員連合会 高齢者福祉部会長
新 館 功	函館市老人クラブ連合会 副会長
能 川 邦 夫	函館市ボランティア連絡協議会 会長
松 野 陽	函館市地域包括支援センター連絡協議会 会長
山 本 正 子	函館市町会連合会 常任理事（保健福祉部長）

※◎印は会長，○印は副会長を示す。